

議案第44号

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
次のように改正しようとする。

令和6年6月10日提出

天理市長 並 河 健

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年9月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を
「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすお
それがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44
条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正
前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、
この条例の施行後も、なおその効力を有する。